

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

認定第1号 令和2年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定について

本件のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

認定第2号 令和2年度岩国市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

本件は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第86号 令和3年度岩国市一般会計補正予算（第6号）

本議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第99号 わかば保育園新築工事請負契約の締結について

議案第100号 市営住宅沖原団地新築工事請負契約の締結について

議案第105号 岩国市過疎地域持続的発展計画の策定について

以上3議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

認定第1号 令和2年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会所管分の審査におきまして、

総務費の総務管理費の企画費のバス等関係費に関し、

委員中から、「高齢化社会において、バスの需要が高まることが予測され、特に高台団地では増便を望む声が出ており、昔のくるりんバスのような小型の車両の導入を含め、いわくにバスと運営の見直しを検討する必要があるが、約3億2,000万円のバス等関係費で、市民の足を確保するのに十分であると考えているのか」との質疑があり、当局から、「現在、南河内・北河内において乗合タクシーの実証運行を行っており、今後、高台団地などにおいて、小型車両で移動できるような手段を含めて検討している。また、バス等関係費の主な支出としては、生活交通バスの運行委託料やいわくにバスに対する赤字補填の補助金である。いわくにバスにおいては、自主運行路線の減便や経費削減を行うなど、厳しい状況の中で経営努力をされている。今後においては、赤字バス路線や生活交通バスの運行経路の見直しは必要ではあるが、今の予算額で対応したいと考えている」との答弁がありました。

続いて、委員中から、「いわくにバスは絶対になくしてはいけないし、逆に魅力のある会社に育てていかなければならない。いわくにバスの事業を持続可能なものとするために、どのような基本的な対策を考えておられるのか」との質疑があり、

当局から、「バスは住民生活にとって重要な交通手段の一つであり、常に事業者と情報共有しながら検討してきている。経営状況が厳しい中、まずは企業として頑張っただき、その上で、市としてはどういったことに支援ができるのか、現在持ち合わせている支援も組み合わせながら、今後とも検討していきたい」との答弁がありました。

続いて、特定防衛施設周辺整備費の市民協働施設整備事業費の防犯設備整備事業に関し、委員中から、「コロナ禍で飲食店等に時短要請が出ている中、午後8時以降に公園で飲食する人が増え、自治会の方が散乱したごみを掃除しているという状況にある。今後、そうした迷惑行為が増える可能性があるため、防犯カメラの設置台数を増やすことはできないか」との質疑があり、

当局から、「岩国市内における防犯カメラは、県内でもかなり多い設置台数となっている。

追加の設置要望等もあるが、地元の皆様の御意見を聞きながら、どのような形で整備していくべきかというのは今後の検討課題とさせていただきたい」との答弁がありました。これを受けて、委員中から、「防犯カメラによる犯罪の抑止力は非常に高いので、ぜひ積極的に設置していただきたいが、どのように考えているのか」との質疑があり、当局から、「この事業は2か年にわたって行っており、令和2年度で完了している。設置個所の選定に当たっては、岩国警察署と十分に協議を行っているが、今後環境が変わっていく中で、機器の更新時期など、その設置個所について改めて検討する機会が来ると考えている。また、公園における事案については、関係機関と連携を取りながら、注視していきたいと考えている」との答弁がありました

続いて、教育費の保健体育費の体育施設費の運動公園施設費に関し、委員中から、「指定管理施設である二鹿野外活動センターについて、来年度に指定管理の更新時期を迎えるが、今後の方針をどのように考えているのか」との質疑があり、当局から、「時期が来れば再度公募するが、何かしら策を講じなければいけないと考えており、スポーツ施設基本構想における整理を行った上で、今後の在り方についてはしっかりと考えながら進めてまいりたい」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「指定管理制度の5年という期限のため、指定管理者は長期展望に基づいた経営戦略ができず、雇用も難しい。指定管理者制度の見直しに係る全国的な取組はどのようになっているのか」との質疑があり、

当局から、「指定管理の期間については、原則として5年間、最長10年間としている。こうした要件の見直しに係る全国的な取組等については把握していない。しかし、指定管理者制度については、全国的にも様々な課題が出てきており、改善できるところは改善していかなければいけないと考えている。二鹿野外活動センターについては、施設の在り方をもう一度整理し、どういった形で指定管理をするのか、また、施設の本来の目的から本当に指定管理が適切かどうかについても併せて検討したい」との答弁がありました。

本件のうち、本委員会所管分につきましては、討論において、一部委員から、「基地との共存ということは、未来永劫に補助金等に頼る姿勢になるということであるため、本決算認定には反対する」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。